

平成24年度東京都地域支え合い体制づくり事業公募要項

1 事業名

東京都地域支え合い体制づくり事業（東京都実施事業）

2 公募の趣旨

本事業は、高齢者や障害者等の社会的弱者を、地域で見守り、支える体制を構築するため、自治体、住民組織、NPO法人、福祉サービス事業者等との協働により実施する見守り活動チーム等の人材育成及び地域資源を活用したネットワークの整備などの取組を支援するものです。

併せて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地の救援及び復興段階において東京都内に避難している高齢者、障害者（児）等に対して必要となる相談、介護、生活支援等の提供体制づくりの取組を支援するものです。

地域における支え合いは、住民ニーズを十分に踏まえて実施されるものであることから、本事業の主たる実施主体は区市町村となっています。しかし、大規模集合住宅において実施する地域支え合い体制づくりや複数の区市町村が対象者を幅広く受け入れて実施する事業など、単独の区市町村では実施が困難で、かつ、取組が都全域にわたる事業も想定されます。

よって、このように広域的な観点から実施される事業については、区市町村事業とは別枠で東京都実施事業（以下「都事業」という。）として公募を行い、優れた提案を行った団体に10/10の補助を行うこととしました。

なお、単独の区市町村の中で取り組む場合は、区市町村事業として申請されるものであり、本公募の対象外です。（事業の例については、別紙1「都事業の取組イメージ（例）」を参照してください。）

3 補助対象事業

日常的な地域支え合い体制づくりの推進に係る次の事業を対象とします。

(1) 地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業

地域の市民活動として高齢者や障害者（児）等への福祉サービスを提供する新たな取組及びNPO法人等の設立準備や事務所立ち上げ時に必要となる初年度経費に対し、都が支援する次の事業

ア 住民組織やNPO法人等が実施する地域における高齢者や障害者（児）等への支援を目的とする取組等の先駆的な事業

イ 地域における要援護高齢者、障害者（児）及びその家族に関する基礎的事項、サービス利用状況及び課題等を把握及び当該情報を記載した台帳（要援護者マップ）の整備

ウ 認知症高齢者等の徘徊に対応するため、警察や交通機関等を含め、市民が幅広く参加する徘徊高齢者の捜索・発見・通報・保護や見守りのためのネットワーク（徘徊・見守りSOSネットワーク）の構築

- エ 地域包括ケアに資する様々な地域資源による連携体制の構築支援
- オ 介護支援ボランティア等の新たな仕組みの導入支援
- カ その他地域支え合い体制の構築に資する取組への支援

(2) 地域活動の拠点整備

高齢者や障害者（児）等を支える地域活動の拠点となる施設・組織の整備に必要な初年度経費として建物の改修又は備品の購入等に対して都が支援する次の事業

- ア 訪問介護と訪問看護、在宅支援診療所等が緊密な連携の下でのサービス提供や情報共有のためのネットワークやシステムの整備
- イ 地域包括支援センターのサブセンター又はランチセンターの整備
- ウ ア及びイの他、高齢者等の生きがい活動、障害者（児）の地域生活を支える夜間も含めた緊急対応等の地域活動を行う拠点の整備
- エ 家族介護者の協議会設置等、家族介護者によるネットワーク又は家族介護者支援の拠点の整備
- オ 行政、民生委員等の様々な地域資源による連携に資する協議会の設置等による協働体制の構築支援
- カ その他地域支え合い活動の拠点となる組織・施設の整備

(3) 人材育成

地域において高齢者や障害者（児）等への日常的な支え合い活動を担う人材の育成に必要な費用に対して都が支援する次の事業

- ア 行政、民生委員等の様々な地域資源が各々の日常業務の中で高齢者等への声かけや見守りを行うことを目的とする組織（見守り活動チーム）の育成
- イ 訪問介護員等の有資格者のうち、一定期間離職した者に対する再研修
- ウ 地域のインフォーマルサービスの担い手となる生活・介護支援サポーターの養成
- エ その他地域支え合い体制の構築に資する人材の育成

(4) 東日本大震災による被災者生活支援に係る事業

ア 仮設住宅等における専門職種による相談・生活支援

(ア) 事業内容

仮設住宅等（避難先や在宅を含む。以下同じ。）の要介護高齢者・障害者（児）等の安心した生活を支援するため、専門職種の者による相談や生活支援等を実施する。

(イ) 事業の対象者

東日本大震災により被災し、東京都内に避難している高齢者、障害者（児）等の援護を要する者等

(ウ) 取組例

- ・ 仮設住宅等の要介護高齢者、障害者（児）等に対する介護支援専門員、保健師、社会福祉士、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・ 避難所等の障害者（児）に対する精神保健福祉士、職業指導員、児童指導員、手話通訳者等の専門職種の者による生活支援情報の収集や情報支援
- ・ 避難所等において特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護

者等)に対する専門医や介護福祉士、社会福祉士等の専門職種の者による相談・援助

- ・ 心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動
- ・ 緊急避難的に要援護者をショートステイ等に受け入れる事業
- ・ 避難生活が長期化する地域において、会議・宿泊施設等の借上げにより施設介護サービスの提供をする事業
- ・ 緊急避難的に要援護者を認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、ケアホーム等（以下「グループホーム等」という。）に受け入れ、当該要援護者のうち家賃、食材料費及び光熱水費（以下「家賃等」という。）の費用負担が困難となった者に対し、利用者負担の軽減を行っている事業者を対象として助成を行う事業
- ・ 学校等関係団体との連絡調整
- ・ その他介護支援専門員、保健師、社会福祉士、相談支援専門員等の専門職種の者等による被災地における支援に資する事業

(エ) 留意事項

- a 次に該当する場合には、本事業の対象とはならない。
災害救助費、介護報酬、自立支援給付又は診療報酬等の公的給付を受けてサービス提供を行う場合の公的給付の対象となる費用
- b 被災地の自治体からの要請を受けて仮設住宅等（避難所は含まない。）で活動する専門職種の人件費、旅費、宿泊費及びその他の事業費について、本事業の対象となること。ただし、この場合には、派遣を要請した自治体と派遣を受ける自治体との間で交わされた派遣に係る合意が文書により確認出来るものに限り本事業の対象として認められるものであること。
- c 震災の影響によりグループホーム等の利用に係る家賃等の費用負担が困難となった者とは、震災により介護保険サービスの利用者負担の免除を受けた者（以下「利用者負担免除者」という。）のほか、被災後の家賃等の費用負担が被災前と比較して著しく増加するなど、利用者負担免除者と同等の措置が必要であると市町村が認めた者とする。

また、助成対象となる費用は家賃等の利用者負担額とし、当該利用者の負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を助成するものとする。

イ 仮設住宅等における介護・福祉サービス等の拠点づくり

(ア) 事業内容

仮設住宅や避難所等の要介護高齢者・障害者（児）等の安心した生活を支援するため、総合相談、デイサービス、訪問サービス、生活支援サービス等を包括的に提供するサービス拠点を都内に設置する。

(イ) 事業の対象者

東日本大震災により被災し、東京都内に避難している高齢者、障害者（児）等の援護を要する者等

(ウ) サポート拠点の機能

仮設住宅における介護等のサポート拠点の機能は以下のとおりである。

なお、サポート拠点の機能は、地域の実情に応じて、様々に組み合わせて行うことが可能である。

i 総合相談（L S A（生活援助員）、心のケア等）

（参考）L S Aの行うサービスの内容

- ・ 生活指導・相談
- ・ 安否の確認
- ・ 一時的な家事援助
- ・ 緊急時の対応
- ・ 関係機関等との連絡
- ・ その他日常生活に必要な援助

ii デイサービス

iii 訪問サービス（訪問介護、訪問看護等）

iv 地域交流サロン

v 配食サービス

vi 生活不活発病の予防のための活動や健康相談

vii その他要介護高齢者・障害者(児)・子育て支援等の安心した生活の支援に資する機能

(エ) 留意事項

- a 介護等のサポート拠点の設置は、仮設住宅の集会所等を活用するほか、仮設住宅を改修し相談室やデイサービス等を付帯施設として設置、新たに仮設施設等の簡易に設置・取壊しが可能な建物を設置、近隣の賃貸スペースを活用等、地域の実情を踏まえた設置手法が認められること。

なお、新たに仮設施設等を設置する場合において、簡易に設置・取壊しが可能な建物以外の建物の設置は認めない。

- b 仮設住宅における介護・福祉サービスの拠点は、仮設住宅に居住する期間において一時的に整備する施設であるが、当然のことながら、この間、利用者の処遇に留意するとともに、日常生活上の安全面にも十分に考慮し、運営に著しい支障が生じないよう配慮すること。

- c 仮設住宅における介護等のサポートの拠点の設置に当たっては、消防法、建築基準法等関係法令に抵触しないよう留意すること。

なお、当該拠点について、建築基準法第85条第2項に定める「公益上必要な用途に供する応急仮設建築物」としての同項の適用の可否については、あらかじめ特定行政庁と協議しておくことが望ましい。

- d 3（4）イ（ウ）ii 及びiiiの機能は、介護保険法に基づく指定事業所として運営する又は一般の福祉事業として運営する場合とが想定されること。このうち、介護保険法に基づく指定事業所として運営する場合には、介護報酬の対象となる費用については本事業の対象とならない。

また、介護保険法に基づく指定事業所として整備する場合には、関係法令を遵守すること。

- e 医師又は歯科医師による診療機能（仮設診療所）との連携を図るため、介護等

のサポート拠点の設置に当たっては、仮設診療所の設置場所等を考慮することが望ましいこと。

- f 介護等のサポート拠点の運営に当たっては、地域包括ケアシステムの構築も念頭に置いて、地域、行政、医療・介護事業者、企業等の関係機関による連携を図るためネットワークの構築に努めること。

また、地域住民相互の支え合いによる生活支援体制の構築を支援するため、自治会や自立した高齢者等が活動する拠点として提供することや、組織化を支援すること等に取り組むことが望ましいこと。

- g 仮設住宅等の解消により介護等のサポート拠点が被災者生活支援の役割を終えた後も、当該介護等のサポート拠点の運営を通じて培われた取組やネットワークが、引き続き、地域の中で展開されることが重要である。このため、復興のまちづくりには、(1) から (3) までの事業等を積極的に活用すること。

- h 3 (4) イ (ウ) ii 及び iii については、地域における介護保険サービスが著しく不足し、要介護（要支援）状態にある被災者へのサービスが提供できない場合に限り、本事業の対象とする。

ウ その他、特に被災地の高齢者等の生活の復興に資すると認められる事業

4 補助対象とならない事業

次に掲げる事業は、本事業の対象としません。

- (1) 3 (1) 及び 3 (2) のうち、既に実施している事業。ただし、「徘徊・見守り SOS ネットワークの構築」(3 (1) ウ) は除きます。
- (2) 他の国庫（補助）制度により、当該事業の経費の一部を負担又は補助している事業
- (3) 利用者負担を直接的に軽減する事業
- (4) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

5 事業期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとします。

6 補助率・補助基準額・対象経費

- (1) 補助率 10 / 10
- (2) 補助基準額・対象経費 別紙 2 のとおり

7 応募手続

- (1) 応募期間

平成 24 年 7 月 13 日（金曜日）から同年 8 月 24 日（金曜日）までとします。

希望者は、8 に規定する応募書類を、応募期間最終日までに東京都担当者に直接提出していただくか、郵送してください（応募期間最終日までに必着のこと。）。

- (2) 応募資格

ア 応募者は、以下の (ア) から (オ) までの条件を全て満たす団体（グループ）であることを要します。

- (ア) 都内の住民組織、自治会、町内会、ボランティア団体、コミュニティ協議会、NPO法人、社会福祉法人、協働組合、社会福祉協議会など地域に密着した活動を行う団体又は住宅供給公社、UR都市機構など大規模集合住宅における取組の取りまとめが可能な団体であること。
 - (イ) 定款又は会則等を設けている団体であること。
 - (ウ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
 - (エ) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
 - (オ) 暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団員の統制化にある団体でないこと。
- イ 応募資格を満たさない応募者については、応募書類の提出があつた場合でも審査の対象としません。

(3) 応募に係る経費の負担

この応募に係る経費は、全て応募者の負担とします。また、提出された資料等は返還しませんので、あらかじめ御了承願います。

(4) 質問の受付

申請に関する質問の受付期間は、平成24年7月17日（火曜日）から同月26日（木曜日）までとします。

質問は、別紙3「質問票」により、電子メール又はFAXで受け付けます。質問事項は、様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。問い合わせ先の電子メール及びFAX番号は、本要領の最後に記載しています。電子メールで送付する場合には、件名に「東京都地域支え合い体制づくり事業（東京都実施事業） 質問書の送付」と記載してください。

なお、質問に対する回答は、随時行います。また、全ての応募者に周知する必要がある内容については、東京都福祉保健局ホームページに掲載します。

8 応募書類

(1) 応募書類の種類

応募書類は、以下のアからカまでの書類とします。

- ア 「平成24年度東京都地域支え合い体制づくり事業」事業者公募に係る応募申込書（様式1）
- イ 「平成24年度東京都地域支え合い体制づくり事業」応募事業総括表（様式1-1）
- ウ 「平成24年度東京都地域支え合い体制づくり事業」補助金所要額調書（様式1-2）
- エ 「平成24年度東京都地域支え合い体制づくり事業」事業実施計画書（様式1-3）
- オ 「平成24年度東京都地域支え合い体制づくり事業」事業実施計画細目（様式1-4）
- カ 添付書類

- (ア) 団体の事業概要書類（任意様式）
 - (イ) 団体の会則、規則等
 - (ウ) 収支予算書
- (2) 提出部数
正本一部を提出してください。
- (3) その他
- ア 応募書類は、A4サイズで横書きとしてください。
 - イ 応募書類に不備がある場合は、審査の対象としない場合があります。
 - ウ 上記（1）以外にも、採否を判断するに当たり必要な資料の提出を求めることがあります。
 - エ 大規模集合住宅等（住宅供給公社、UR都市機構等）において実施する地域支え合い体制づくりについては、大規模集合住宅所有者・管理者等が提出書類を取りまとめの上、福祉保健局に一括して提出してください。
 - オ 提出された応募書類は返却しません。

9 審査について

(1) 審査方法

提出いただいた応募書類を、都が設置する選考委員会において書類審査し、優れた内容の事業計画を提出した団体を選定します。また、必要に応じて、ヒアリングを行う場合もあります。

(2) 審査における着眼点

事業の必要性・有効性、広域性、実現性、継続性、経費の妥当性、区市町村等行政機関との連携状況等の視点から総合的に審査を行います。

(3) 選定結果

選定後、応募者に対し、当該応募者に係る選定結果を郵送にて通知します。（平成24年10月頃～11月頃を予定）

10 補助金の交付申請書の提出

選定された団体は、「東京都地域支え合い体制づくり事業実施要綱」及び「東京都地域支え合い体制づくり事業補助金交付要綱」に基づき、補助金の交付を受けるための申請等の手続を行っていただきます。

11 補助金の支払

補助金の支払は、交付決定後、団体からの請求に基づき、概算で払うこととし、年度終了後、残額がある場合は都に返還するものとします。

12 その他

本公募に関する不明点については、下記担当者にお問い合わせください。

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課在宅支援係 藤崎・飯塚

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎 24階北側

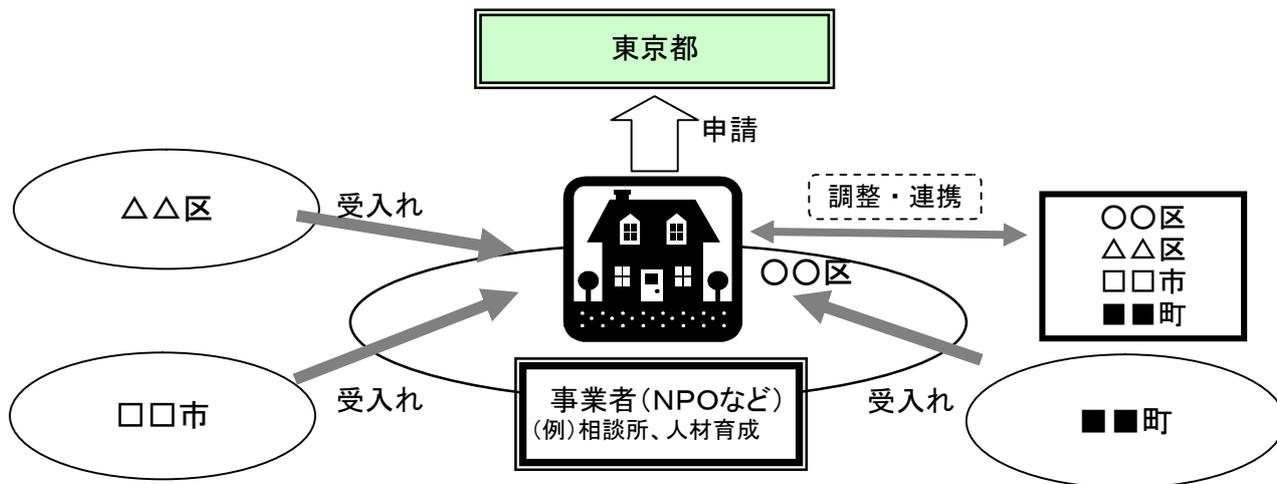
電話：03-5320-4271（直通）

FAX：03-5388-1395（直通）

電子メールアドレス：S0000270@section.metro.tokyo.jp

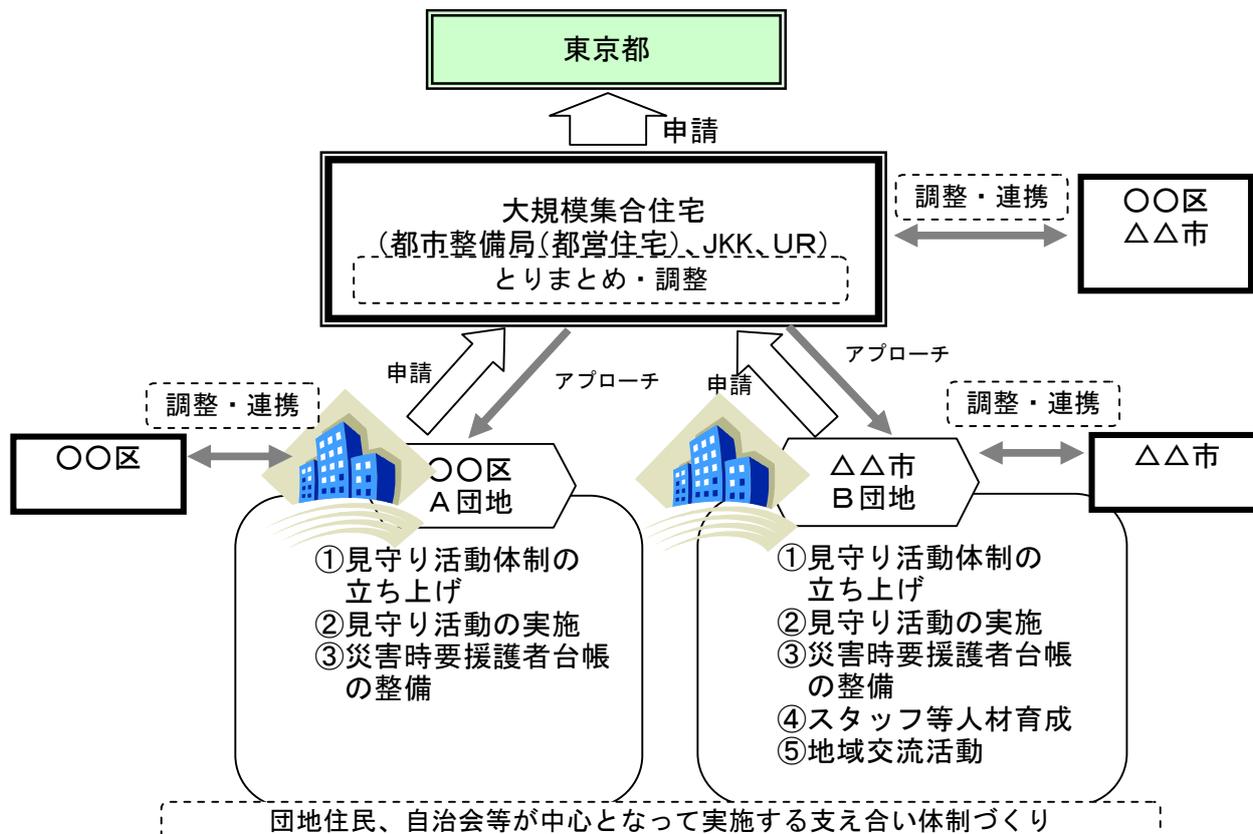
都事業の取組イメージ（例）

（例1）複数の区市町村から広く対象者を受け入れて実施する事業



◇1つの区市町村からの申請が困難である場合、事業者から都に申請、都から直接補助

（例2）大規模集合住宅等において実施する地域支え合い体制づくり



◇大規模集合住宅所有者・管理者等が取りまとめ、都に一括申請、都から直接補助

※ 例1、2ともに事業実施に当たっては、区市町村等行政機関との適切な調整・連携が必要となります。

「東京都地域支え合い体制づくり事業」

事業内容・補助基準額・対象経費一覧

(1) 地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業

区分	事業内容	補助基準額	対象経費
ア	住民組織やNPO等が実施する地域における高齢者や障害者（児）等への支援を目的とする取組等の先駆的な事業	1事業当たり 350万円以内	事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、備品購入費、負担金補助及交付金
イ	地域における要援護高齢者、障害者（児）及びその家族に関する基礎的事項、サービス利用状況及び課題等を把握及び当該情報を記載した台帳（要援護者マップ）の整備	1事業当たり 500万円以内	
ウ	認知症高齢者等の徘徊に対応するため、警察や交通機関等を含め、市民が広く参加する徘徊高齢者の検索・発見・通報・保護や見守りのためのネットワーク（徘徊・見守りSOSネットワーク）の構築		
エ	地域包括ケアに資する様々な地域資源による連携体制の構築支援		
オ	介護支援ボランティア等の新たな仕組みの導入支援		
カ	その他地域支え合い体制の構築に資する取組への支援	知事が定めた額	

(2) 地域活動の拠点整備

区分	事業内容	補助基準額	対象経費
ア	訪問介護と訪問看護、在宅支援診療所等が緊密な連携の下でのサービス提供や情報共有のためのネットワークやシステムの整備	1拠点当たり 100万円以内	事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、工事請負費、備品購入費
イ	地域包括支援センターのサブセンター又はランチセンターの整備	1拠点当たり 200万円以内	
ウ	ア及びイの他、高齢者等の生きがい活動、障害者（児）の地域生活支援を支える夜間も含めた緊急対応等の地域活動を行う拠点の整備	1拠点当たり 100万円以内	
エ	家族介護者の協議会設置等、家族介護者によるネットワーク又は家族介護者支援の拠点の整備		
オ	行政、民生委員等の様々な地域資源による連携に資する協議会の設置等による協働体制の構築支援		
カ	その他地域支え合い活動の拠点となる組織・施設の整備		

(3) 人材育成

区分	事業内容	補助基準額	対象経費
ア	行政、民生委員等の様々な地域資源が各々の日常業務の中で高齢者等への声かけや見守りを行うことを目的とする組織（見守り活動チーム）の育成	知事が定めた額	事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、備品購入費、負担金補助及交付金
イ	訪問介護員等の有資格者のうち、一定期間離職した者に対する再研修		
ウ	地域のインフォーマルサービスの担い手となる生活・介護支援サポーターの養成		
エ	その他地域支え合い体制の構築に資する人材の育成		

(4) 東日本大震災による被災者生活支援

区分	事業内容	補助基準額	対象経費
ア	仮設住宅等における専門職種による相談・生活支援	知事が認めた額	事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、備品購入費、負担金補助及交付金
イ	仮設住宅等における介護・福祉サービス等の拠点づくり		(新規の仮設施設の整備) 仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
			(既存の仮設施設の改修による整備) 既存建物を借り上げてサポート拠点に必要な設備整備及び改修整備に係る費用
			(賃貸物件によるサポート拠点の整備) 既存建物を借り上げてサポート拠点を設置し、事業を実施する場合に必要な貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）、設備整備及び改修整備等に係る費用
ウ	その他、特に被災地の高齢者等の生活の復興に資すると認められる事業	知事が定めた額	事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、備品購入費、負担金補助及交付金

東京都福祉保健局長 殿

申請団体名

代表者
役職・氏名

団体所在地

「平成24年度東京都地域支え合い体制づくり事業」
事業者公募に係る応募申込書

平成24年度東京都地域支え合い体制づくり事業公募要項に基づく公募について、
別紙計画書その他必要書類を添えて、応募します。

事業実施団体	
団体名	
代表者氏名	
団体所在地	〒 _____
設立年月日	年 月 日
連絡先	
氏名	
住所	〒 _____
電話	
FAX	
メールアドレス	

「平成 2 4 年度東京都地域支え合い体制づくり事業」補助金所要額調書

事業名：

区分	補助基準額	補助対象経費 実支出予定額	選定額 C (= A、B の うち少ない額)	総事業費	その他の収入額 (寄付金収入額を除く。)	差引額	補助金所要額 G (= C、F の うち少ない額)
	A	B		D	E	F (= D - E)	
	円	円	円	円	円	円	円
地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業	0	0	0	0	0	0	0
公募要項 3 (1) ア			0			0	0
公募要項 3 (1) イ			0			0	0
公募要項 3 (1) ウ			0			0	0
公募要綱 3 (1) エ			0			0	0
公募要項 3 (1) オ			0			0	0
公募要項 3 (1) カ			0			0	0
地域活動の拠点整備	0	0	0	0	0	0	0
公募要項 3 (2) ア			0			0	0
公募要項 3 (2) イ			0			0	0
公募要項 3 (2) ウ			0			0	0
公募要項 3 (2) エ			0			0	0
公募要項 3 (2) オ			0			0	0
公募要項 3 (2) カ			0			0	0
人材育成	0	0	0	0	0	0	0
公募要項 3 (3) ア			0			0	0
公募要項 3 (3) イ			0			0	0
公募要項 3 (3) ウ			0			0	0
公募要項 3 (3) エ			0			0	0
東日本大震災による被災者生活支援	0	0	0	0	0	0	0
公募要項 3 (4) ア			0			0	0
公募要項 3 (4) イ			0			0	0
公募要項 3 (4) ウ			0			0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

(注 1) 1 事業ごとに作成してください。

(注 2) 補助金所要額については、区分ごとに 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。

「平成 24 年度東京都地域支え合い体制づくり事業」事業実施計画書

事業名 :	
事業区分 :	
事業に要する費用	円
取組の内容	
実施地域	
対象者	
<input type="checkbox"/> 高齢者全般 (人)	<input type="checkbox"/> 認知症高齢者 (人)
<input type="checkbox"/> 障害者 (人)	<input type="checkbox"/> その他 (具体的な対象者 :) (人)
※取組において対象とする者の数が明らかな場合には、() 内に人数を記載すること。	
事業目的	
事業内容	

(注 1) 実施する事業ごとに、本表を作成し提出すること。

(注 2) 事業内容の詳細が分かる資料 (任意様式) を添付すること。

(注 3) 事業に要する費用は、様式 1-2 の総事業費の計と一致させること。

「平成 24 年度東京都地域支え合い体制づくり事業」事業実施計画書

実施により期待される効果
平成 24 年度事業スケジュール
平成 25 年度以降の予定
区市町村等との連携・協力について（具体的に記入してください。）

「平成 2 4 年度東京都地域支え合い体制づくり事業」事業実施計画細目

事業名 :

事業区分 :

所要経費

(1) 補助対象経費 (単位:円)

費目	総事業費	対象経費実支出予定額	説明 (積算内訳等)
報酬			
賃金			
共済費			
報償費			
旅費			
需用費			
役務費			
委託料			
使用料及賃借料			
工事費			
工事請負費			
設備整備及び改修整備に係る費用			
礼金及び建物賃借料 (敷金は除く。)			
備品購入費			
負担金補助及交付金			
合計	0	0	

(2) 収入 (寄付金収入を除く。) (単位:円)

費目	金額	説明 (積算内訳等)
合計	0	

(3) 補助金所要額 (単位:円)

補助基準額 A	対象経費実支出予定額 B	選定額 C (A、Bのうち少ない額)
	0	

(単位:円)

総事業費 D	収入 E	差引額 F (=D-E)
0	0	0

(単位:円)

補助金所要額 G (C、Fのうち少ない額)

※1, 000円未満は切捨て処理してください。

(注1) 実施する事業ごとに、本表を作成し提出すること。

(注2) 本様式は、様式 1-2 を補完するものとして作成をお願いするものです。(3)の額は、様式 1-2 の記入事項と一致するよう作成をお願いします。